

審決

不服２０１５－ １２３５５

イギリス領 ケイマン諸島 ケーワイ１－１１１２ グランド・ケイマン ピー・
オー・ボックス ２８０４ クリケット・スクエア ウィロー・ハウス フォー
ス・フロア

請求人 フォックスコン インターコネクト テクノロジー
リミテッド

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目３番８ アサヒビルディング５階 響国際
特許事務所
代理人弁理士 家入 健

商願２０１４－６７５５３拒絶査定不服審判事件について、次のとおり審
決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

理 由

１ 本願商標

本願商標は、別掲１のと通りの構成からなり、第９類に属する別掲２のと
おりの商品を指定商品として、平成２６年８月１１日に登録出願されたもの
である。

２ 引用商標

原査定において、本願商標が商標法第４条第１項第１１号に該当するとし
て、本願の拒絶の理由に引用した登録第２７０１８３９号（以下「引用商
標」という。）は、別掲３のと通りの構成からなり、昭和６０年８月７日に
登録出願、第１１類に属する商標登録原簿に記載のと通りの商品を指定商品
として、平成６年１２月２２日に設定登録されたものであり、その後、平成
１７年８月３日に指定商品を、第９類「配電用又は制御用の機械器具、回転
変流機、調相機、電池、電気磁気測定器、電線及びケーブル、電気アイロ
ン、電気式ヘアカーラー、電気ブザー、電気通信機械器具、電子応用機械器
具及びその部品、磁心、抵抗線、電極」とする指定商品の書換登録がされ、
また、商標権の一部取消し審判により、その指定商品中、第９類「デジタル
カメラ及びその部品」について、取り消すべき旨の審決がされ、平成２２年
２月９日に、その審決の確定の登録がなされたほか、２回にわたる更新登録
がされ、現に有効に存続しているものである。

３ 当審の判断

（１）商標法第４条第１項第１１号該当性について

ア 本願商標

本願商標は、別掲１のとおり、楕円輪郭内の左部分に「Foxconn
Interconnect Technology」の文字を赤字で表し
（以下「赤色文字部分」という。）、また、その右に、黒色の輪郭内を青色
で彩色した「FIT」の欧文字を斜体で大きく表してなる（以下「青色文字
部分」という。）ところ、赤色文字部分は、楕円の内輪に沿って、青色文字
部分より極めて小さい欧文字が表示され、全体として２９文字からなる比較
的長い文字構成といえるのに対して、青色文字部分は、赤色文字部分と異な

る色を用いて、欧文字3文字が、極めて大きく顕著に横書きで表されていることから、色彩及び構成態様において明らかな相違があり、両文字部分は、外観上、分離して観察されるものである。

さらに、青色文字部分は、太字の青色で極めて顕著に表されていることにより、本願商標に接する取引者、需要者の注意を相当に喚起させて、印象に強く残る部分といえるものであり、また、本願商標の指定商品を取り扱う分野において、「FIT」の文字と「Foxconn

Interconnect Technology」の文字、又は「FIT」の文字と「Foxconn」が、その取引者、需要者に、一体のもの又は関連性を有するものとして広く知られている事情はない。

そうすると、本願商標は、これに接する取引者、需要者が、青色文字部分を商品の出所を示す識別標識として顕著な部分と認識し、これから生ずる称呼及び観念をもって取引に当たる場合も少なくないものといえる。

そこで、本願商標中の青色文字部分は、「FIT」の欧文字を表してなるものであるから、該文字を「適合する」の意味を有する広く親しまれた英語である「fit」として理解する場合には、「フィット」の称呼が生じ、「適合する」の観念を生じるものである。また、該文字を、「F」、「I」及び「T」の欧文字3文字を組合せた造語として認識する場合には、構成各文字に相応して、「エフアイティー」の称呼を生じる。

したがって、本願商標は、その構成中の「FIT」の文字部分から「フィット」の称呼及び「適合する」の観念を生じるものであり、また、「エフアイティー」の称呼が生じる場合は、特定の観念を生じないものである。

イ 引用商標

引用商標は、別掲3のとおり、「FIT」の欧文字を表してなるものであるから、該文字を「適する」の意味を有する広く親しまれた英語である「fit」として理解する場合は、「フィット」の称呼が生じ、「適合する」の観念を生じるものである。また、該文字を、「F」、「I」及び「T」の欧文字3文字を組合せた造語として認識する場合は、構成各文字に相応して、「エフアイティー」の称呼を生じるものである。

そうすると、引用商標は、「フィット」の称呼及び「適合する」の観念を生じるものであり、また、「エフアイティー」の称呼が生じる場合は、特定の観念を生じないものである。

ウ 本願商標と引用商標との類否について

本願商標中の青色文字部分と引用商標は、いずれも「FIT」の欧文字を大文字で表したものであり、その構成文字を同一にするものであるから、外観上極めて近似した印象を与えるものである。そして、本願商標中の青色文字部分と引用商標からは、共に「フィット」の称呼及び「適合する」の観念を生じる、又は「エフアイティー」の称呼及び特定の観念を生じないものである。

そうすると、本願商標中の青色文字部分と引用商標とは、これらを欧文字3文字の造語と認識する場合は、観念において比較し得ないものであるが、外観において類似するものであり、「フィット」又は「エフアイティー」の称呼を同一にし、また、「適合する」の観念を共通にするものであるから、本願商標と引用商標は、類似の商標というべきである。

そして、本願商標の指定商品及び引用商標の指定商品は、前記1及び2のとおりであり、本願商標の指定商品は、引用商標の指定商品中「配電用又は制御用の機械器具、回転変流機、調相機、電池、電線及びケーブル、電気通信機械器具（デジタルカメラ及びその部品を除く。）、電子応用機械器具及びその部品、磁心、抵抗線、電極」と同一又は類似するものである。

したがって、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、かつ、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品が同一又は類似のものといえるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(2) 請求人の主張について

ア 請求人は、本願商標は、世界的企業として名高い「Foxconn Technology Group」の一員であることを表す「Foxconn」の文字を含むものであるから、該文字部分を見落とし

て、「FIT」の文字部分のみに着目し、引用商標とその出所を混同することではなく、常に「Foxconn Interconnect Technology」と一体をなす商標である旨主張する。

しかしながら、「フォックスコン（Foxconn）」の文字が、電子機器受託製造サービスの分野において、知られていることが窺えるものの（甲4）、本願商標の指定商品を取り扱う分野において、その取引者、需要者に広く知られていると認めるに足る証拠は見いだせないものであり、また、「Foxconn Interconnect Technology」は、同じ書体で、同じ色により、楕円の内輪に沿って円弧状に小さな文字で一連に表示されていることから、外観上、「Foxconn」の文字部分のみが強い印象を与えるものとはいえない。

そして、本願商標は、上記のとおり、「FIT」の文字が、看者の印象に強く残る部分であり、これより、商品の出所識別標識としての称呼、観念を生じるものと見るのが相当である。

イ 請求人は、引用商標と併存する登録商標及び同一の称呼が生じるものの非類似と判断された審決を示して、本願商標と引用商標とは非類似の商標である旨主張する。

しかしながら、商標の類否の判断は、対比する商標について個別具体的に判断されるべきものであるところ、請求人の挙げる登録商標及び審決の例は、本件とは商標の構成文字が異なり、事案を異にするものであって、本願商標については上記（1）のとおり判断するのが相当であるから、請求人の挙げた登録例によってその判断が左右されるものではない。

ウ しかしがって、上記ア及びイのとおり、請求人の主張はいずれも採用することができない。

（3）まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

平成27年10月28日

審判長	特許庁審判官	堀内 仁子
	特許庁審判官	酒井 福造
	特許庁審判官	浦辺 淑絵

別掲

1 本願商標（色彩については原本参照）



2 本願商標の指定商品

第9類「電気スイッチ、セルスイッチ（電気用のもの）、制御盤（電気用のもの）、配線函、電気接続具、電池用充電器、バッテリーチャージャー、変圧器（電気用のもの）、電気コンバーター、サージ電圧保護器、コネクタ（電気用のもの）、プラグ、ソケットその他の電気接続具、その他の配電用又は制御用の機械器具、回転変流機、調相機、アンテナ、アンテナ用支柱、相互通信装置、トランスポンダ、音響用振動板、スピーカー用筐体、音

声・映像受信機，スピーカー，スピーカー用ホーン，マイクロホン，音声送信装置，音響カプラー，ヘッドホーン，コイル用ホルダー，電磁コイル，音響カップリング装置，その他の電気通信機械器具，アンテナフィルター，無線機器，通信装置，画像送信装置，多機能デジタル送信機，増幅器，グラフィックイコライザー，インピーダンス用チョークコイル，インダクター（電気用のもの），マウス（コンピュータ周辺機器），プリント回路基板，発光ダイオード（LED），コンピュータ用インターフェース，コンピュータネットワークサーバー，ファイアーウォール用コンピュータソフトウェア，コンピュータワークステーション（ハードウェア），その他の電子応用機械器具及びその部品，混信防止装置，未記録の磁気記録媒体，データ処理装置用カプラー，コンピュータネットワーク用インターフェイス装置，インターネット接続機能を有する通信装置，太陽電池，光電池，電線識別用外被織り込み糸，送電線用材料，絶縁被覆銅線，電話線，フィルター付き同軸ケーブル，その他の同軸ケーブル，電気用ケーブル，電気用接続箱，光ファイバー（光伝導フィラメント），電気ケーブル用接続スリーブ，光ファイバーケーブル，その他の電線及びケーブル，端子（電気用のもの）」

3 引用商標

F I T

（行政事件訴訟法第46条に基づく教示）
この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。
（この書面において著作物の複製をしている場合のご注意）
特許庁は、著作権法第42条第2項第1号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

〔審決分類〕 T 1 8 . 2 6 1 - Z (W O 9)
2 6 2
2 6 3

出訴期間として90日を附加する。

審判長	特許庁審判官	堀内 仁子	7656
	特許庁審判官	酒井 福造	7752
	特許庁審判官	浦辺 淑絵	9573